

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 2 年 度 第 2 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成22年5月14日（金曜日） 午後1時30分から午後4時15分まで

2 場 所

京都会館第1会議室

3 出席者

【建築審査会委員】

巽会長，濱田会長代理，藤田委員，前田委員，湖海委員，関川委員，黒澤委員

【建築審査会事務局】

本田建築指導部長，佐藤建築指導課長，和田道路担当課長，溝上建築審査課長，舂井建築安全推進課長，宮川担当課長補佐，吉田企画基準係長，山名田道路第一係長，足立道路第二係長，速水道路台帳整備係長，池田係員，小山係員

【傍聴者】

0名

4 議題

- (1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）
- (2) 建築審査会の今後の日程（平成22年7月～12月）について
- (3) 議事録の承認及び次回会議日程について
 - ア 平成22年度第1回会議の議事録の承認
 - イ 次回会議日程について
- (4) 包括同意案件に関する報告
京都市立神川中学校における教室棟等の増築に係る日影許可（1件）
- (5) 同意案件に関する審議
京都駅南開発計画における道路上空通路の変更に係る道路内建築物許可について（1件）
- (6) 包括同意案件に関する報告
建築基準法第43条第1項ただし書許可（2件）
（専用住宅：北区1件，上京区1件）
- (7) その他
 - ア 「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議からの検討報告書の提出について
 - イ 平成22年度全国建築審査会協議会第1回世話人会について
 - ウ 全国建築審査会協議会からの提言について

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）～（5），（7）の審議に関する会議
- ・非公開：上記の議題（6）の審議に関する会議

2 審議内容

(1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）

平成22年4月22日付けの京都市の人事異動を受け、新たに建築審査会事務局員の指名を行った。

(2) 建築審査会の今後の日程

平成22年7月以降の建築審査会会議を、下記のとおり開催することとした。

第4回会議	7月9日（金）
第5回会議	9月10日（金）
第6回会議	10月8日（金）
第7回会議	11月12日（金）
第8回会議	12月10日（金）

(3) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成22年度第1回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成22年6月11日（金）の午後1時30分から国際交流会館で開催することとした。

(4) 包括同意案件に関する報告

[京都市立神川中学校における教室棟等の増築に係る日影許可（1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、特定行政庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
309	京都市伏見区羽東師菱川町741番地他	京都市長 門川 大作	中学校

イ 報告の結果：了承

ウ 審議の概要

委員：こちらの地域では子どもが増えているのですか。

処分庁：平成20年度は、1016人の児童が在籍していましたが、この校舎が建つ平成

23年度には、100人余り増加して1173人くらいになるという予測です。

20年度時点では1クラス40名弱で30クラスだったものが、23年度には35名程度の編成で35クラスになる見込みであり、教室が不足するという事です。特に羽東師地域は、戸建の住宅建設も多く、児童数も増えていると聞いております。

会長：人口が増えるというのは非常に良いことですね。

(5) 同意案件に関する審議

[京都駅南開発計画における道路上空通路の変更に係る道路内建築物許可について（1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第44条第1項第4号に基づく道路内建築物許可に係る道路上空通路の変更について、処分庁から説明及び資料の提示を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
1	京都市南区西九条鳥居口町1番地の一部ほか（西洞院通上空部分）	清水建設株式会社 代表取締役 宮本 洋一	道路上空通路

イ 審議の結果：同意

ウ 審議の概要

処分庁：（前回質問があった、構造強度について説明）

会長：構造上、十分耐えられるような計算ですね。

いま、建物はどのような状況なのか。

処分庁：現在、前回の許可内容での完了検査は終わっており、テナント工事が入っている状況です。イオンモールからの発表によりますと、グランドオープンは6月4日ということですが。

(6) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：北区1件 上京区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から建築審査会の包括同意基準に適合していたため、特定行政庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1036	京都市北区	（個人）	専用住宅
1001	京都市上京区	（個人）	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 審議の概要

（報告番号1036について）

会長 : 6ページの図で道路中心からの後退が2.5メートルとなっていますが、これは2メートルではないのですか。

処分庁 : この道は、原谷特別工業地区内の指定農道となっており、幅員は5メートルと指定されていますので、中心からの半分ということで2.5メートルとなります。

委員 : 原谷地域の農道は5メートルで指定されているのですね。

処分庁 : 5メートルに指定しているものと、4メートルに指定しているものと2種類あります。この農道に関しては、5メートルで指定しています。

会長 : 4メートルにするのか、5メートルにするのか、状況によって違うのですか。

処分庁 : 原谷地域の中で、5メートルにする農道と、4メートルにする農道というものが、地元との話し合い等で決まっていると聞いています。それを許可基準に取入れて、4メートル、5メートルに指定しています。

会長 : 4メートル、5メートルとに決められた理由は何ですか。

処分庁 : 調べて御報告させていただきます。

会長 : なぜ、話し合いで決まったのか、きっと何か理由があったのでしょうか。そのあたりを調べておいてください。

(報告番号1001について)

委員 : 通路奥のドアは、こちら側から開けられるのですか。それとも向こうのマンション側から開けられるのですか。

処分庁 : このドアは、錆がひどくて、実際に動かしてみても動きませんでした。かつては、使われていたように思われます。

委員 : このドアが開閉できれば、避難上有効であろうと思うのですが。

委員 : この敷地は、位置指定道路とも接しているのですね。

処分庁 : 敷地の南東角あたりに1.8メートルほどの距離で建築基準法上の位置指定道路に接しています。

(7) その他

〔「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議からの検討報告書の提出について〕

ア 概要

「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議からの検討報告書の提出について、地球温暖化対策室担当者より内容の説明と資料の提示を受けた。

イ 意見等

地球温暖化対策室担当者 : 本日は概要版でお伝えしているのですが、本編は240ページほどになります。今、作成しておりますので、次回の審査会のときにでも製本できたものを皆様方にお届けできたらと思います。

委員 : 平成の京町家のモデル住宅はいつ頃建ったのですか。

地球温暖化対策室担当者 : 今建てているところです。現在は骨組の状態でご覧いただけます。

委員 : このような理想的な土地が京都にはあまりないのではないですか。

地球温暖化対策室担当者 : この土地のオーナーの方が、京都市内にいくつかこのような町家をお持ちで、今回も非常に協力的な形でこのような建物が実現いたしました。

[平成22年度全国建築審査会協議会第1回世話人会について]

ア 概要

平成22年4月23日(金)に開催された、全国建築審査会協議会第1回世話人会について、資料の提示と報告を受けた。

イ 意見等

特になし

[全国建築審査会協議会からの提言について]

ア 概要

全国建築審査会協議会から各建築審査会に対してなされた提言の中で、情報公開のあり方について、前回の審議内容をふまえて資料の提示と今後の方向性の報告を受けた。

イ 審議の概要

会長 : この件については、これまで3回にわたり検討してきたので、できれば今回で京都市建築審査会としての情報公開のあり方を決めていきたいと思います。

委員 : 基本的には、事務局から説明があったものでよいのではないかと思います。問題は審査請求の内容ですが、これについては議事録への記載について配慮が必要ではないかと思います。

会長 : 私も、事務局から御提案いただいたものでよいと思います。これまでの議事録はあまりに簡単なことしか書いておらず、情報公開のあり方として不十分ではないかと思しますので、委員名については「委員」という表記にして、詳しい発言内容を書くことでいいと思います。ただ、会長のところは「会長」となり私だと分かりますが、それでよいのではないかと思います。

審査請求の議事録記載については、引き続き検討課題としたいと思います。

3 閉会

京都市建築審査会
会長 巽 和 夫